

**Sマーク認証の追加基準**  
**ジュースミキサーの可動部露出に係る取扱運用**

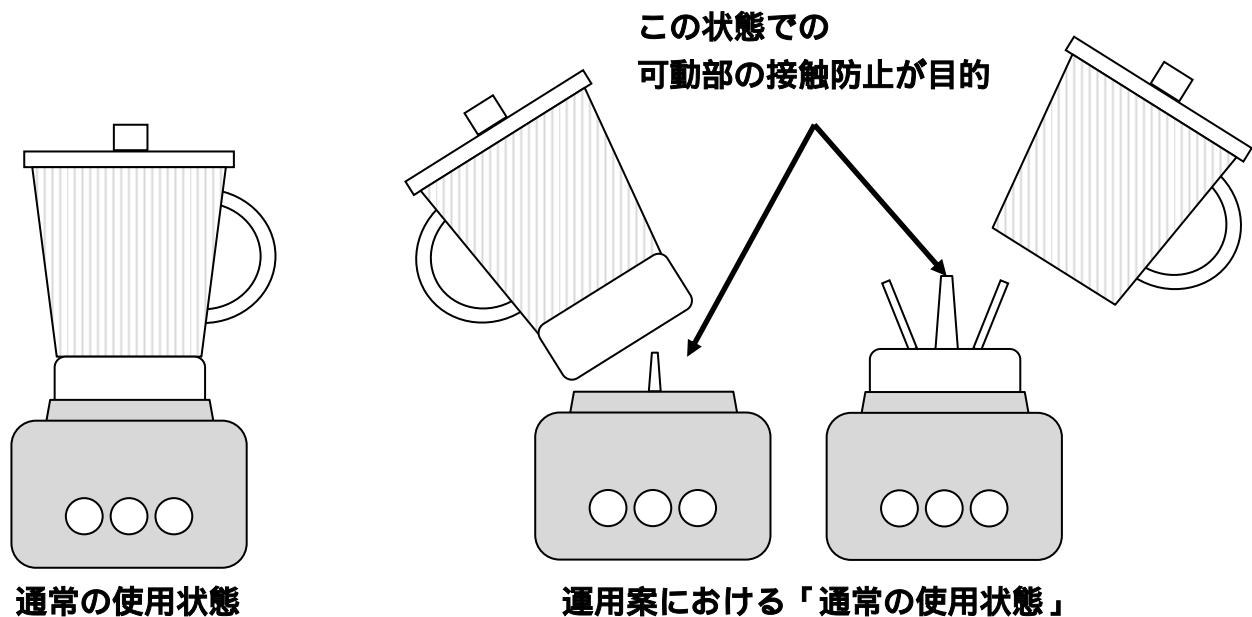
**【運用】**

家庭用のジュースミキサーにあつては、通常の使用状態において、容器と容器台座からなる上側ボトル部分を取り外した状態（容器と容器台座が分離できる構造のものにあつては、容器のみを取り外した状態を含む。）では、下側本体が作動しない等の安全装置を有すること。（別表第八1（2）ナ）

**【解説】**

本運用は、ジュースミキサーの容器と容器台座からなる上側ボトルの容器台座部分のみを本体に取り付けた状態で通電が可能な製品による事故が顕在化したことを受け、新たに規定するものである。

なお、業務用の製品（「業務用」である旨の本体表示又は取扱説明書への記述があるものに限る。）については、一般消費者が使用しないことから、当面、本運用は適用しない。

**【運用開始スケジュール】**